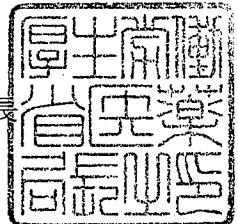


医薬発第1227016号

平成14年12月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長



日本薬局方外医薬品規格第四部（抗生物質医薬品）の一部改正について

日本薬局方外医薬品規格第四部（抗生物質医薬品）（以下「局外規第四部」という。）については、平成11年9月22日付け医薬発第11117号厚生省医薬安全局長通知により定めたところであるが、今般、日本抗生物質医薬品基準（平成10年厚生省告示第216号 以下「日抗基」という。）を、平成14年12月31日限り廃止することとしており、それに伴い局外規第四部の一部を別紙のように改正したので、下記の事項に御留意のうえ、貴管下関係業者に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

第1 局外規第四部の一部改正について

- 1 廃止前の日抗基を日本薬局方外医薬品規格第四部その2（以下「局外規第四部その2」という。）とし、局外規第四部の各条ラクトビオン酸エリスロマイシン・コリスタチンスルホン酸ナトリウム軟膏の次に追加する。
- 2 1に伴い局外規第四部中の「日抗基」とあるのは「局外規第四部その2」に改める。
- 3 1に伴い局外規第四部その2中の「日抗基」とあるのは「本基準」に改める。また、総則の1中の「また、この基準の英名を「The Minimum Requirements for Antibiotic Products of Japan」とする。」を削除すること。
- 4 1に伴い局外規第四部その2の総則の35及び36を削除すること。

第2 改正に伴う取扱いについて

15.1.3
8

1 別記1に掲げる医薬品については、各条中の本品記載の医薬品名の前後に「」を付けたものは、日本薬局方（平成13年厚生労働省告示111号）に規定するものであることを意味し、その他の項目においては局外規第四部その2に定める各条による。別記2に掲げる医薬品については、「」を付けたものは、局外規第一部その2（有効成分としての抗生物質）（平成14年12月27日医薬発第1227010号）に規定するものであることを意味する。

別記1

- (1) アズトレオナム
 (2) アスポキシシリン
 (3) アセチルキタサマイシン
 (4) アセチルスピラマイシン
 (5) アムホテリシンB
 (6) アモキシシリン
 (7) アンピシリン
 (8) アンピシリンナトリウム
 (9) イミペネム
 (10) 一硫酸カナマイシン
 (11) エチルコハク酸エリスロマイシン
 (12) エリスロマイシン
 (13) 塩酸アクラルビシン
 (14) 塩酸イダルビシン
 (15) 塩酸エピルビシン
 (16) 塩酸オキシテトラサイクリン
 (17) 塩酸スペクチノマイシン
 (18) 塩酸クリンダマイシン
 (19) 塩酸セフェピム
 (20) 塩酸セフェタメト ピボキシル
 (21) 塩酸セフォチアム
 (22) 塩酸セフォチアムヘキセチル
 (23) 塩酸セフカペン ピボキシル
 (24) 塩酸セフメノキシム
 (25) 塩酸ダウノルビシン
 (26) 塩酸タランピシリソ
 (27) 塩酸テトラサイクリン
 (28) 塩酸デメチルクロルテトラサイクリン
 (29) 塩酸ドキシサイクリン
 (30) 塩酸ドキソルビシン
 (31) 塩酸バカンピシリソ
 (32) 塩酸バンコマイシン
 (33) 塩酸ピブメシリナム
 (34) 塩酸ブレオマイシン
 (35) 塩酸ミノサイクリン
 (36) 塩酸リソマイシン
 (37) 塩酸レナンピシリソ
 (38) カルモナムナトリウム
 (39) キタサマイシン
 (40) クラブラン酸カリウム
 (41) グラミシジン
 (42) クラリスロマイシン
 (43) グリセオフルビン
 (44) クロキサシリソナトリウム
 (45) クロラムフェニコール
 (46) コハク酸クロラムフェニコールナトリウム
 (47) コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム
 (48) サイクロセリン
 (49) 酢酸ミデカマイシン
 (50) シクラシリン
 (51) シッカニン
 (52) ジノスタチン スチマラマー
 (53) 酒石酸キタサマイシン
 (54) ジョサマイシン
 (55) ステアリン酸エリスロマイシン
- (56) スルバクタムナトリウム
 (57) スルベニシリソナトリウム
 (58) セファクロル
 (59) セファゾリンナトリウム
 (60) セファドロキシル
 (61) セファマンドールナトリウム
 (62) セファレキシン
 (63) セファロチソナトリウム
 (64) セファロリジン
 (65) セフィキシム
 (66) セフォキシチソナトリウム
 (67) セフォジジムナトリウム
 (68) セフォタキシムナトリウム
 (69) セフォテタン
 (70) セフォペラゾンナトリウム
 (71) セフジトレン ピボキシル
 (72) セフジニル
 (73) セフスロジンナトリウム
 (74) セフタジジム
 (75) セフチゾキシムナトリウム
 (76) セフチブテン
 (77) セフテラムピボキシル
 (78) セフトリアキソンナトリウム
 (79) セフピラミドナトリウム
 (80) セフブペラゾンナトリウム
 (81) セフポドキシムプロキセチル
 (82) セフミノクスナトリウム
 (83) セフメタゾールナトリウム
 (84) セフラジン
 (85) セフロキサジン
 (86) セフロキシムアキセチル
 (87) セフロキシムナトリウム
 (88) テイコプラニン
 (89) トシリ酸スルタミシリソ
 (90) トブラマイシン
 (91) トリコマイシン
 (92) ナイスタチン
 (93) バシトラシン
 (94) パニペネム
 (95) パルミチソ酸クロラムフェニコール
 (96) ピペラシリソナトリウム
 (97) ピマリシン
 (98) ピロールニトリソ
 (99) ファロペネムナトリウム
 (100) フェネチシリソカリウム
 (101) フシジン酸ナトリウム
 (102) プロピオノ酸ジヨサマイシン
 (103) フロモキセフナトリウム
 (104) ベンジルペニシリソカリウム
 (105) ベンジルペニシリソベンザチン
 (106) ホスホマイシンカルシウム
 (107) ホスホマイシンナトリウム
 (108) マイトマイシンC
 (109) ミデカマイシン
 (110) ムピロシンカルシウム水和物

- (111) メロペネム 三水和物
(112) ラクトビオニ酸エリスロマイシン
(113) ラタモキセフナトリウム
(114) リファンピシン
(115) 硫酸アストロマイシン
(116) 硫酸アミカシン
(117) 硫酸アルベカシン
(118) 硫酸イセパマイシン
(119) 硫酸エンビオマイシン
(120) 硫酸カナマイシン
(121) 硫酸ゲンタマイシン
(122) 硫酸コリスチン
(123) 硫酸シゾマイシン
(124) 硫酸ジベカシン
(125) 硫酸ストレプトマイシン
(126) 硫酸セフォセリス
(127) 硫酸セフピロム
(128) 硫酸ネチルマイシン
(129) 硫酸フラジオマイシン
(130) 硫酸ブレオマイシン
(131) 硫酸ベカナマイシン
(132) 硫酸ペプロマイシン
(133) 硫酸ポリミキシンB
(134) 硫酸ミクロノマイシン
(135) 硫酸リボスタマイシン
(136) リン酸クリンダマイシン
(137) ロキシスロマイシン
(138) ロキタマイシン

別記 1 に以下の品目を追加すること。

アクチノマイシンD
塩酸セフォゾプラン
ジクロキサシリソナトリウム
セファゾリンナトリウム水和物
セファピリンナトリウム
ピラルビシン
無水アンピシリソ

別記 2

- (1) 塩酸クロルテトラサイクリン
(2) オキシテトラサイクリン
(3) スピラマイシン
(4) ノボビオシンナトリウム
(5) ベンジルペニシリソプロカイン
(6) 硫酸ジヒドロストレプトマイシン
(7) リン酸オレアンドマイシン

別紙

日本薬局方外医薬品規格第四部（抗生物質医薬品）の一部改正について

平成11年9月22日付け医薬発第1117号厚生省医薬安全局長通知の「日本薬局方外医薬品規格第四部の創設等について」の一部を次のように改正する。

1 廃止前の日本抗生物質医薬品基準（平成10年厚生省告示第216号）を日本薬局方外医薬品規格第四部その2（以下「局外規第四部その2」という。）とし、日本薬局方外医薬品規格第四部（以下「局外規第四部」という。）の各条ラクトビオシン酸エリスロマイシン・コリスタチンスルホン酸ナトリウム軟膏の次に加える。

2

- (1) 局外規第四部の1通則の1中の「日本抗生物質医薬品基準（平成10年厚生省告示第216号）」を「日本薬局方外医薬品規格第四部その2」に改める。
- (2) 同部の1通則の2中の「日抗基」を「局外規第四部その2」に改める。
- (3) 同部の1通則の4中の「日抗基」を「局外規第四部その2」に改める。
- (4) 同部の2一般試験法中の「日抗基」を「局外規第四部その2」に改める。

3

- (1) 局外規第四部その2の総則の1中の「日抗基」を「本基準」に改め、「また、この基準の英名を「The Minimum Requirements for Antibiotic Products of Japan」とする。」を削る。
- (2) 同部その2の総則の14中の「日抗基」を「本基準」に改める。
- (3) 同部その2の総則の35及び36を削る。
- (4) 同部その2の一般試験法の一般試験法別表のII緩衝液、試薬・試液、容量分析用標準液標準液及び計量器・用器中の「日本抗生物質医薬品基準」を「本基準」に改める。